



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）（取扱課室名） ページ

○ 規則

- *46 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
(都市政策課)..... 1
- *47 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める
規則 (")..... 1
- *48 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 (")..... 1

○ 告示

- 422 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定 (都市政策課)..... 51

規 則

和歌山県規則第46号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和7年5月26日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁志

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（令和6年和歌山県条例第57号。別表第3第13項に1号を加える改正規定に限る。）の施行期日は、令和7年5月26日とする。

和歌山県規則第47号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和7年5月26日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁志

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和7年和歌山県条例第13号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は、令和7年5月26日とする。

和歌山県規則第48号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則を次のように定める。

令和7年5月26日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁志

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 宅地造成等規制区域内における規制（第4条－第20条）

第3章 特定盛土等規制区域内における規制（第21条－第35条）

第4章 技術的基準（第36条－第38条）

第5章 雑則（第39条－第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行に関しては、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

（建築制限等）

第3条 許可工事（法第12条第1項又は第30条第1項の規定により知事の許可を受けた工事をいう。次項において同じ。）を施行する土地においては、法第17条第2項又は第36条第2項に規定する検査済証の交付を受けるまでの間は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（以下単に「建築物」という。）を建築し、又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する特定工作物（以下「特定工作物」という。）その他の構造物を建設してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該建築物の建築、当該特定工作物その他の構造物の建設が許可工事に伴う災害を防止するための必要な措置を阻害するおそれがなく、かつ、許可工事の施行に関し、当該建築物、当該特定工作物その他の構造物に及ぼす危害を防止するための必要な措置がとられていると知事が認めるときは、工事主は、あらかじめ知事の承認を得て、許可工事が施行される土地において建築物を建築し、又は特定工作物その他構造物を建設することができる。

（1）都市計画法第29条第1項第3号に規定する公益上必要な建築物を先行的に建築する必要があるとき。

（2）建築物又は特定工作物その他構造物が許可工事に係る擁壁等に近接している等の理由により、許可工事と当該建築物の建築工事又は当該特定工作物その他構造物の建設工事を切り離して行うことが技術上困難又は不適當であるとき。

3 前項の規定による知事の承認を受けようとする者は、宅地造成工事等完了前の建築物の建築、特定工作物その他構造物の建設承認申請書（別記第1号様式）に、当該建築物の建築又は当該特定工作物その他の構造物の建設が前項に規定する要件を満たすものであることを証する書類を添付して知事に申請しなければならない。

4 知事は、前項の規定による申請に対して第2項の規定により承認をしたときは、宅地造成工事等完了前の建築物の建築、特定工作物その他構造物の建設承認通知書（別記第2号様式）に必要な事項を記載して、当該申請を行った者に通知するものとする。

第2章 宅地造成等規制区域内における規制

（宅地造成等に関する工事の許可申請の手続）

第4条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項の規定による許可を受けようとする工事主は、当該宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第7条第1項第1号の表又は同条第2項第1号の表に掲げる図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

（法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類）

第5条 省令第7条第1項第10号及び同条第2項第8号に掲げる書類の様式は別記第3号様式とする。

（法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類）

第6条 省令第7条第1項第11号及び同条第2項第9号に掲げる書類の様式は別記第4号様式とする。

（省令第7条第1項第12号及び同条第2項第10号の規則で定める書類）

第7条 省令第7条第1項第12号及び同条第2項第10号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- （1）工事主の預金残高証明書
- （2）工事主の資金借入又は融資証明書
- （3）工事主が工事によって造成した土地を宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第2項に規定する宅地建物取引業に係る取引に該当する取引の目的物としようとする者である場合にあっては、同法第3条第1項の免許を受けていることを証する書類
- （4）欠格要件に該当しない旨の誓約書（別記第5号様式）
- （5）工事主が暴力団員等に該当しない旨の誓約書（別記第6号様式）
- （6）工事主が個人の場合にあっては、最近3年間の所得税の納税証明書
- （7）工事主が法人の場合にあっては、最近3年間の法人税の納税証明書
- （8）工事主が法人の場合にあっては、工事主（法人）に関する事業経歴書（別記第7号様式）
- （9）工事施行者が法人の場合にあっては登記事項証明書
- （10）工事施行者に関する業務経歴書（別記第8号様式）
- （11）工事施行者が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている場合には許可を受けていることを証する書類
- （12）設計者の資格に関する調書（別記第9号様式）
- （13）その他知事が必要と認める書類

（宅地造成等に関する工事の着手届）

第8条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項の規定による許可を受けた工事主は、当該工事に着手したときは、速やかに宅地造成等に関する工事着手届（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の協議）

第9条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定により知事との協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（別記第11号様式）に省令第7条第1項各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定により知事との協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（別記第12号様式）に省令第7条第2項各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 知事は、法第15条第1項の規定による協議が成立したときは、当該協議をした者に対し宅地造成等に関する工事の協議成立通知書（別記第13号様式）によりその旨を通知する。

4 前条及び第16条の規定は、法第15条第1項の規定による協議が成立した宅地造成等に関する工事について準用する。

（宅地造成等に関する工事の変更許可）

第10条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第37条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項について、その新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第37条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項について、その新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出）

第11条 宅地造成等に関する工事について、法第16条第2項の規定による知事への届出を行おうとする工事主は、宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書（別記第14号様式）を知事に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の変更協議）

第12条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議が成立した者で、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による変更の協議を行おうとするものは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（別記第15号様式）に、省令第37条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項について、その新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議が成立した者で、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による変更の協議を行おうとするものは、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（別記第16号様式）に、省令第37条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項について、その新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

3 知事は、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による変更協議が成立したときは、当該協議をした者に対し宅地造成等に関する工事の変更協議成立通知書（別記第17号様式）によりその旨を通知する。

（宅地造成等に関する届出工事の標識の掲示・着手届）

第13条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第21条第1項の規定による届出を行った工事主は、速やかに当該工事を行っている場所に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出済標識（別記第18号様式）を掲示しなければならない。

2 土石の堆積について、法第21条第1項の規定による届出を行った工事主は、速やかに当該工事を行っている場所に、土石の堆積に関する工事の届出済標識（別記第19号様式）を掲示しなければならない。

3 前2項の標識を掲示した工事主は、速やかに届出工事の着手届（別記第20号様式）を知事に提出しなければならない。

（擁壁等に関する届出工事等の着手届）

第14条 擁壁等に関する工事その他の工事について、法第21条第3項の規定による届出を行った工事主は、当該工事に着手したときは、速やかに届出工事の着手届（別記第20号様式）を知事に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する届出工事の変更届出）

第15条 法第21条第1項又は第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、宅地造成等に関する工事の変更届出書（別記第21号様式）に当該変更に係る事項について、その新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開の届出）

第16条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項の規定による許可を受けた工事主又は法第21条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、当該工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、速やかに宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届（別記第22号様式）を知事に提出しなければならない。

（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査の手続）

第17条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行区域を工区に分けて、法第12条第1項の規定による許可を受けた工事主は、法第17条第1項の規定による工事の完了の検査を申請しようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書（別記第23号様式）を、知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の検査が完了したときには、法第17条第2項の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部検査済証（別記第24号様式）を交付する。

（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査の手続）

第18条 法第18条第1項の規定による中間検査及び同条第2項の規定による中間検査合格証の交付は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行区域を工区に分けて、法第12条第1項の規定による許可を行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期の報告）

第19条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（別記第25号様式）に、省令第48条第1項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書（別記第26号様式）に、省令第48条第2項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する届出工事の完了届）

第20条 法第21条第1項又は第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る工事を完了したときは、届出工事の完了届（別記第27号様式）を知事に提出しなければならない。

第3章 特定盛土等規制区域内における規制

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請の手続）

第21条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項の規定による許可を受けようとする工事主は、当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第63条第1項又は第2項の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

（省令第63条第1項第2号及び同条第2項第2号の規則で定める書類）

第22条 省令第63条第1項第2号及び同条第2項第2号に規定する規則で定める書類は、第7条第1号から第13号までに掲げる書類とする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手届）

第23条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項の規定による許可を受けた工事主は、当該工事に着手したときは、速やかに特定盛土等又は土石の堆積に関する工事着手届（別記第28号様式）を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議）

第24条 特定盛土等に関する工事について、法第34条第1項の規定により知事との協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（別記第11号様式）に省令第63条第1項各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第34条第1項の規定により知事との協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（別記第12号様式）に省令第63条第2項各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 知事は、法第34条第1項の規定による協議が成立したときは、当該協議をした者に対し、宅地造成等に関する工事の協議成立通知書（別記第13号様式）によりその旨を通知する。

4 前条及び第31条の規定は、法第34条第1項の規定による協議が成立した特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について準用する。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更許可）

第25条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第1項の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第67条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第1項の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第67条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出

しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出）

第26条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第35条第2項の規定による知事への届出を行おうとする工事主は、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更届出書（別記第29号様式）を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更協議）

第27条 特定盛土等に関する工事について、法第34条第1項の規定による協議が成立した者で、法第35条第3項で準用する法第34条第1項の規定による変更の協議を行おうとするものは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（別記第15号様式）に、省令第67条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第34条第1項の規定による協議が成立した者で、法第35条第3項で準用する法第34条第1項の規定による変更の協議を行おうとするものは、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（別記第16号様式）に、省令第67条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

（特定盛土等に関する届出工事の標識の掲示・着手届）

第28条 特定盛土等に関する工事について、法第40条第1項の規定による届出を行った工事主は、速やかに当該工事を行っている場所に宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出済標識（別記第18号様式）を掲示しなければならない。

2 土石の堆積について、法第40条第1項の規定による届出を行った工事主は、速やかに当該工事を行っている場所に土石の堆積に関する工事の届出済標識（別記第19号様式）を掲示しなければならない。

3 法第49条第1項の規定による標識の掲示をした工事主又は前2項の標識を掲示した工事主は、速やかに届出工事の着手届（別記第20号様式）を知事に提出しなければならない。

（擁壁等に関する届出工事等の着手届）

第29条 擁壁等に関する工事その他の工事について、法第40条第3項の規定による届出を行った工事主は、当該工事に着手したときには、速やかに届出工事の着手届（別記第20号様式）を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更届出）

第30条 特定盛土等に関する工事について、法第28条第1項の規定による知事への届出を行おうとする工事主は、省令第61条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第28条第1項の規定による知事への届出を行おうとする工事主は、省令第61条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

3 法第40条第1項又は第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出書（別記第30号様式）に当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の中止・廃止・再開の届出）

第31条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項本文の規定による許可を受けた工事主又は法第27条第1項、第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、当該工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、速やかに特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の中止・廃止・再開届（別記第31号様式）を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等に関する工事の完了検査の手続）

第32条 法第30条第1項本文の規定による許可を工区に分けて受けた工事主は、法第36条第1項の規定によ

る工事完了の検査を申請しようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書（別記第23号様式）を、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は前項の検査が完了したときには、法第36条第2項の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部検査済証（別記第24号様式）を交付する。

（特定盛土等に関する工事の中間検査の手続）

第33条 法第37条第1項の規定による中間検査及び同条第2項の規定による中間検査合格証の交付は、法第30条第1項本文の規定による許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告）

第34条 特定盛土等に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、特定盛土等に関する工事の定期報告書（別記第32号様式）に、省令第78条第1項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書（別記第33号様式）に、省令第78条第2項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の完了届）

第35条 法第27条第1項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る工事を完了したときは、届出工事の完了届（別記第27号様式）を知事に提出しなければならない。

第4章 技術的基準

（擁壁等の設置の緩和）

第36条 政令第20条第1項の規定により、知事は、盛土又は切土をした土地の部分に生じる崖面について、その崖の一部が河川、池、沼等の水面又は公園、農地、採草放牧地、森林等に接する場合において、災害の防止に支障がないと認めたときは、政令第8条の規定による擁壁又は政令第14条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて、次に掲げるいずれかの工法により措置させることができる。

- (1) 比重、強度及び耐久性を有する石積み工法
- (2) 網柵工、筋工又は積苗工
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認めた工法

（技術的基準の強化等）

第37条 政令第20条第2項の規定により、知事が地方の気候、風土又は地勢の特殊性によって強化し、又は付加する技術的基準は、次のとおりとする。

- (1) 政令第12条の規定により擁壁（練積み造擁壁を除く。以下この号において同じ。）の裏面に設置する透水層は、別表の左欄に掲げる擁壁の高さに応じ、同表の中欄に掲げる厚さのものを設置すること。ただし、擁壁の裏面に接続する地盤が切土であって軟岩以上の硬度を有する場合、透水層として石油系素材を用いた透水マットを使用する場合又は知事が擁壁に損壊その他これに類する悪影響を与えないと認めた場合においては、この限りでない。
- (2) 谷形の地形その他これに類する地形における著しい災害の発生をもたらすおそれのある盛土は避けること。ただし、やむを得ず盛土を行う場合は、盛土の適当な箇所^{きょ}に、その高さの5分の1以上の高さの蛇籠堰堤、コンクリート堰堤、枠等を集水暗渠とともに埋設し、盛土の下端の部分に滑り止めの擁壁等を設置すること。
- (3) 政令第16条第1項第3号の規定による排水施設の管渠の勾配及び断面積は、次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれア及びイに定める数値により算定した雨水その他の地表面又は地下水の流量を、支障なく流下させることができるようなものでなければならない。ただし、土地の規模、地勢その他周辺の状況により知事が相当と認める場合は、この限りではない。

ア 確率降雨強度 傾斜地（15度以上）における工事の場合には、紀北地域（橋本市、伊都郡、紀の川市、岩出市、和歌山市、海南市及び海草郡をいう。以下アにおいて同じ。）においては50分の1確

率、紀北地域を除く県の地域においては30分の1確率とすること。また、平坦地における工事の場合には、下水道計画区域（下水道法（昭和33年法律第79号）第5条第1項第5号に定める区域をいう。）についてはその計画降雨強度を用い、その他の区域は、10分の1確率以上の計画とすること。

イ 流出係数 造成前は0.7、造成後は0.9、水面1.0とすること。

(4) 政令第19条に規定する技術基準に付加するものは、省令第38条第2項第2号に規定する工事予定期間が5年を超えないものとする。

(5) 省令第34条第1項第2号ロに規定する緩やかな勾配については、2割以上の緩やかな勾配とすること。

(6) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないよう、知事が別に定める技術的基準により、小段の設置その他適切な措置を講じなければならない。

（災害発生のおそれがないと認められる工事）

第38条 省令第8条第9号及び第10号ロの規定により規則で定める値は、1メートルとする。ただし、平地盛土（勾配10分の1以下の平坦地における盛土で谷埋め盛土に該当しないものをいう。）のうち面積が3,000平方メートル未満のものに限る。

第5章 雑則

（証明書等の様式）

第39条 法第7条第1項（法第24条第2項又は法第43条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項に規定する証明書の様式は、別記第34号様式とする。

（提出部数）

第40条 この規則の規定による申請書等の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。

（手数料の減免）

第41条 知事は、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）第3条の規定により、同条例別表第3第13項第18号に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

(1) 災害の復旧のために行う工事である場合

(2) その他公益上の必要のために行う工事である場合

（宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明書等の交付の申請）

第42条 省令第88条の書面の交付を受けようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明申請書（別記第35号様式）を知事に提出しなければならない。

（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事でない旨の証明申請書）

第43条 建設工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者は、当該工事が政令第5条第1項各号に掲げる工事に該当する旨の証明を受けることができる。

2 前項の証明を受けようとするときは、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事でない旨の証明申請書（別記第36号様式）に当該工事の場所及び規模等の概要を示す書類を添えて知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第37条関係）

擁壁の高さ	透水層の厚さ		適用
	上端	下端	
0.8メートル以上 2メートル未満	30センチメートル	30センチメートル	透水層の上端とは、擁壁上端から
2メートル以上	50センチメートル	50センチメートル	

		下方とする。
--	--	--------

備考 擁壁の高さには、根入れを含まない。

別記第1号様式（第3条関係）

宅地造成工事等完了前の建築物の建築、特定工作物その他構造物の建設承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所
氏 名
〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 1 項
第 30 条第 1 項 } の規定により、許可を受けた宅地

造成又は特定盛土等に関する工事の完了前に { 建築物の建築
特定工作物の建設
その他構造物の建設 } をしたいので、
下記のとおり承認を申請します。

記

許可 を 受 け た 宅 地 造 成 又 は 特 定 盛 土 等 工 事 の 概 要	工事主の住所及び氏名	
	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
	土地の所在地及び地番	
	工事施行者の住所及び氏名	
	工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	工 事 の 進 捗 状 況	
建 築 物 の 建 築 、 特 定 工 作 物 ・ そ の 他 構 造 物 の 建 設 の 概 要	建築又は建設主の住所及び氏名	
	建築物、特定工作物又はその他構造物の敷地の所在地及び地番	
	建築面積又は建設面積及びこれらの延べ面積	
	用 途	
	構 造 及 び 規 模	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
宅地造成工事等完了前に建築物等の建築又は建設を必要とする理由		
※ 指 示 事 項		

(注) ※印のある欄は、記入しないこと。

別記第2号様式（第3条関係）

宅地造成工事等完了前の建築物の建築、特定工作物その他構造物の建設承認通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 1 項
第 30 条第 1 項 } の規定により、許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了前の { 建築物の建築
特定工作物の建設
その他の構造物の建設 } については、下記のとおり承認します。

記

許可を受けた宅地造成又は特定盛土等工事の概要	工事主の住所及び氏名	
	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
	土地の所在地及び地番	
	工事施行者の住所及び氏名	
	工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
建築物の建築、特定工作物・その他構造物の建設の概要	建築又は建設主の住所及び氏名	
	建築物、特定工作物又はその他構造物の敷地の所在地及び地番	
	建築面積又は建設面積及びこれらの延べ面積	
	用 途	
	構 造 及 び 規 模	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
指示事項		

別記第3号様式（第5条関係）

権 利 者 の 同 意 書

年 月 日

工事主 様

土地所有者又は権利者

住 所

氏 名 印

〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

工事主 の工事に係る宅地造成等については、異
議がないので同意します。

土地の所在地 及び地番	対象物件	地目又は工 作物の種類	権 利 の 種 類	地 積 (㎡)	適 要

- (注) 1 この用紙は権利の同意のみに使用すること。
2 対象物件の欄には、土地、建物等を記入してください。
3 権利の種類欄には、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の
使用及び収益を目的とする権利を記入してください。
4 地積の欄には、土地登記事項証明書の地積を記入し、実測地積が明らかなきは（ ）
書きで記入してください。
5 同意者は、印鑑証明書添付のうえ実印朱肉で押印すること。
6 同意者が法人等の場合は、法人登記事項証明書を添付すること。

別記第4号様式（第6条関係）

和歌山県知事 様

申請者 住 所
氏 名〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

周辺住民周知報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 11 条 } の規定により、周辺住民へ工事の内容を { 第 29 条 } 周知しましたので、下記のとおり報告します。			
措 置 の 方 法	☐ 説明会を開催した ☐ 工事の内容を記載した書面を住民へ配付した ☐ 工事を行う土地又は周辺の適当な場所に掲示するとともに、インターネットを利用して住 民の閲覧に供した		
説 明 の 内 容	日 時		
	場 所		
	相 手 方	名	説 明 者 名
	説明概要		
	意 見		
	回 答		
説 明 資 料	配付したもの	☐ 位置図 ☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 断面図 ☐ 工程表 ☐ その他 ()	
	提示したもの	☐ 位置図 ☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 断面図 ☐ 工程表 ☐ その他 ()	

- (注) 1 該当する□には、レ印を記入してください。
 2 「説明の内容」欄に説明の概要を記載してください。
 3 説明会を開催した場合は、周知範囲が分かる図、議事録及び出席者名簿を添付してください。
 4 住民へ書面を配付した場合は、配付範囲が分かる図及び配付した書面を添付してください。
 5 掲示とインターネットを利用して周知した場合は、掲示場所が分かる位置図等、掲示板の写真及びインターネット画面（URLを含む。）を印刷したものを添付してください。
 6 住民への周知を行う範囲等については、事前協議を行ってください。

別記第5号様式 (第7条、第22条関係)

欠格要件に該当しない旨の誓約書

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所
氏 名(法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名)

私 (当法人・当組合を含む。) は、宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和 36 年法律第 191 号。以下「本法」という。) に基づく許可申請を行うに当たって、下記について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 私 (当法人・当組合を含む。) は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 破産法に基づく破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 (本法の許可の権限を有する者が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。)
 - (3) 本法第 12 条、第 16 条、第 30 条又は第 35 条の許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者 (当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。)
 - (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 2 1 の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であつた場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

別記第6号様式(第7条、第22条関係)

暴力団員等に該当しない旨の誓約書

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所
氏 名

(法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

- 1 私(当法人・当組合を含む。役職・氏名等は次表のとおり。)は次の(1)から(4)のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

役職	(フリガナ) 氏名	生年月日	住所

※法人又は組合の場合は、役員の役職・氏名等についても記載すること。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- (3) 法人又は組合であつて、その役員のうちに(2)に該当する者があるもの
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 2 1の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であつた場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

別記第7号様式(第7条、第22条関係)

工事主(法人)に関する事業経歴書

1	工事主の氏名 (法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	(TEL)			
2	沿革等	創業年月日	年 月 日	営業年数	年
		資本金の額	千円	職員数	名
3※1	宅地建物取引業者免許証	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
		免許証番号			
4	開発事業名※2	事業場所	事業規模 (面積等)	許認可番号※3 年 月 日	着工年月 完成年月
			m ²	第 号 年 月 日	年 月 年 月
			m ²	第 号 年 月 日	年 月 年 月
			m ²	第 号 年 月 日	年 月 年 月
			m ²	第 号 年 月 日	年 月 年 月
			m ²	第 号 年 月 日	年 月 年 月
5	その他必要な事項				

(注) 1 ※1の項目について、該当ない場合は斜線を入れること。

2 宅地建物取引業法第3条第1項の規定により免許を与えられている場合は、宅地建物取引業者免許証を添付すること。

3 ※2の項目について、法令に基づくものか否かを問わず、土地開発に関するものを記載する。

4 ※3都市計画法に基づく開発許可、盛土規制法又は(旧)宅造法に基づく工事の許可を取得している場合に記載する。

別記第8号様式(第7条、第22条関係)

工事施行者に関する業務経歴書

1	工事施行者の氏名 (法人等にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及び 代表者の氏名)							
2	工事施行者の住所		(TEL)					
3	沿 革 等	創業年月日	年	月	日	営業年数	年	
		資本金の額	千円			職員数	名	
4※1	建 設 業 者 登 録	許可年月日		年 月 日				
		国土交通(建設)大臣 知事 許可		一般 特定		第 号		
5	宅 地 造 成 等 に 関 する 過 去 5 年 間 の 主 な 工 事	工事名※2	場所	面積	金額	許認可番号※3 年 月 日	着工年月 完成年月	
				m ²	千円	第 号 年 月 日	年 月 年 月	
				m ²	千円	第 号 年 月 日	年 月 年 月	
				m ²	千円	第 号 年 月 日	年 月 年 月	
				m ²	千円	第 号 年 月 日	年 月 年 月	
				m ²	千円	第 号 年 月 日	年 月 年 月	
6	その他必要な事項							

- (注) 1 ※1の項目について、該当ない場合は斜線を入れること。
 2 添付資料として法人登記事項証明書及び建設業の許可書を提出すること。
 3 ※2の項目について、法令に基づくものか否かを問わず、土地開発に関するものを記載する。
 4 ※3都市計画法に基づく開発許可、盛土規制法又は(旧)宅造法に基づく工事の許可を取得している場合に記載する。

別記第9号様式（第7条、第22条関係）

（その1）

設計者の資格に関する調書

1	設計者の氏名 及び生年月日	年 月 日 生			
2	住 所				
3	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 第22条該当号	第（1・2・3・4・5）号			
4	勤務先の所在地 及び名称	電話番号 ー			
5	最終学歴	年 月 日 卒業・中退 学校名 学部・学科名			
6	資格 免許等	・一級建築士 年 月 日 取得 ・技術士（ 部門、選択科目 ） 年 月 日 取得 ・都市計画法施行規則 第19条第1号ト 該当 年 月 日 第19条第2号 該当 年 月 日			
7	宅地造成及 び特定盛土 等規制法及 び宅地造成 等規制法等 の設計履歴	宅地等開発者名	工事施行者	工事場所	工事面積 m ²
					許認可の年月日・番号等
	備 考				
※ 判定 適・不適	上記のとおり相違ありません。 年 月 日 設計者氏名 印 （自署の場合は押印不要）				

（注）1 ※欄は、記入しないこと。

2 この調書は、高さが5mを超える擁壁の設置及び盛土又は切土をする土地の面積が1,500 m²を超える土地における排水施設を設置する場合に必要です。

3 「3」の欄の「1・2・3・4・5」は、該当号を○印で囲むこと。また、第5号以外の場合は、卒業証明書及び実務従事証明書、第5号の場合は、資格証明書、免許、宅地造成技術講習会修了証書等の写しを添付すること。

(その2)

実務従事証明書

年 月 日

以下の者は、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

証 明 者 職 名 _____
氏 名 _____ 印

被証明者との関係 _____

記

被証明者氏名		生年月日	年 月 日	使用された 期間	年 月から
使用者の商号 又は名称					年 月まで
部 署 名	実務経験の内容※			実務経験年数	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を 得ることができ ない場合はその 理由				合計 満	年 月

（注）※従事した主な土木又は建築に関する案件名等を具体的に記載すること。

別記第10号様式（第8条関係）

宅地造成等に関する工事着手届

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所
氏 名〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第1項 } の規定により許可を得た宅地造
{ 第15条第1項 }

成等に関する工事を次のとおり着手するので、届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
工事をする土地の 所在地及び地番	
着 手 年 月 日	年 月 日
工 事 施 行 者 の住所、氏名及び 連 絡 先 〔 法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名 〕	電話 ー
現 場 管 理 者 の 氏 名 及 び 連 絡 先	電話 ー

- (注) 1 本様式は、工事に着手する5日前までに提出すること。
2 宅地造成及び特定盛土等規制法第49条による「標識の掲示」
の掲示位置図と状況写真を添付すること。
3 ※印のある欄は、記入しないでください。

※受付欄

別記第11号様式(第9条、第24条関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

年 月 日

和歌山県知事 様

協議者 住 所
氏 名〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕下記のとおり、宅地造成及び特定盛土等規制法 〔 第15条第1項
第34条第1項 〕の規定による協議を申し出ます。

記

1	工事主の住所及び氏名			
2	設計者の住所及び氏名			
3	工事施行者の住所及び氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度: 度 分 秒 経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積		平方メートル	
6	工事着手前の土地利用状況			
7	工事完了後の土地利用			
8	盛土のタイプ		平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土	
9	土地の地形		溪流等への該当 有・無	
10 工 事 の 概 要	イ	盛土又は切土の高さ	メートル	
	ロ	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
	ハ	盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル
			切 土	立方メートル
	ニ	擁壁	番号	構 造
				高 さ
				延 長
				メートル
	ホ	崖面崩壊防止施設	番号	構 造
				高 さ
				延 長
				メートル
	ヘ	排水施設	番号	種 類
				内 法 寸 法
				延 長
				センチメートル
	ト	崖面の保護の方法		

チ	崖面以外の地表面の保護の方法	
リ	工事中の危害防止のための措置	
ヌ	その他の措置	
ル	工事着手予定年月日	年 月 日
ヲ	工事完了予定年月日	年 月 日
ワ	工程の概要	
11	その他必要な事項	
12	申出代理者住所及び氏名	電話番号
〈注意〉 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合は、氏名の横に○印を付してください。 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 6 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		※ 受 付 欄

別記第12号様式（第9条、第24条関係）

土石の堆積に関する工事の協議申出書

年 月 日

和歌山県知事 様

協議者 住 所
氏 名

〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記のとおり、宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第 1 項
第34条第 1 項 } の規定による協議を申し出ます。

記

1	工事主の住所及び氏名	
2	設計者の住所及び氏名	
3	工事施行者の住所及び氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	番号 空地の幅
		メートル
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置	
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	

ヌ	工事中の危害防止のための措置		
ル	その他の措置		
ヲ	工事着手予定年月日	年	月 日
ワ	工事完了予定年月日	年	月 日
カ	工程の概要		
8	その他必要な事項		
9	申出代理者住所及び氏名	電話番号	
〈注意〉 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 3 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 4 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 5 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の状況の状況を記入してください。		※ 受 付 欄	

別記第13号様式（第9条、第24条関係）

宅地造成等に関する工事の協議成立通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項
第34条第1項 } の規定による協議については、

下記の条件を付して協議が成立しましたので、通知します。

記

1 工事をする土地の所在地及び地番	
2 工事主の住所及び氏名	
3 協議成立番号	第 号
4 協議対象行為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5 協議期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6 条 件	

(注)「4 協議対象行為」の欄は、該当するものに○印を記入してください。

別記第14号様式（第11条関係）

宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所
氏 名

〔法人等にあつては、主たる事務所〕
の所在地、名称及び代表者の氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第 2 項の規定により、宅地造成等に関する工事の
軽微な変更について、下記により届け出ます。

記

変 更 内 容	
変 更 理 由	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号

（注）

- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 許可証の写しを添付してください。

また、これまでに変更許可申請、変更届出等の手続を行っている
場合は、その変更許可証、変更届等の写しも添付してください。

※受付欄

別記第15号様式（第12条、第27条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

年 月 日

和歌山県知事 様

協議者 住 所
氏 名

〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記のとおり、宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第 3 項において準用する法第15条第 1 項 }
{ 第35条第 3 項において準用する法第34条第 1 項 }
の規定による協議を申し出ます。

記

1		工事主の住所及び氏名					
2		設計者の住所及び氏名					
3		工事施行者の住所及び氏名					
4		土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒)			
5		土地の面積		平方メートル			
6		工事着手前の土地利用状況					
7		工事完了後の土地利用					
8		盛土のタイプ		平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9		土地の地形		溪流等への該当 有・無			
10	工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ		メートル			
		ロ 盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル			
		ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル			
			切 土	立方メートル			
		ニ 擁壁	番号	構 造	高 さ	延 長	
					メートル	メートル	
		ホ 崖面崩壊防止施設	番号	構 造	高 さ	延 長	
					メートル	メートル	
		ヘ 排水施設	番号	種 類	内 法 寸 法 ^{のり}	延 長	
					センチメートル	メートル	

ト	崖面の保護の方法	
チ	崖面以外の地表面の保護の方法	
リ	工事中の危害防止のための措置	
ヌ	その他の措置	
ル	工事着手予定年月日	年 月 日
ヲ	工事完了予定年月日	年 月 日
ワ	工程の概要	
11	その他必要な事項	
12	変更の理由	
13	協議同意番号	第 号
14	申出代理者住所及び氏名	電話番号
〈注意〉 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合は、氏名の横に○印を付してください。 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 6 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		※ 受 付 欄

別記第16号様式（第12条、第27条関係）

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

年 月 日

和歌山県知事 様

協議者 住 所
氏 名

〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記のとおり、宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第 3 項において準用する第15条第 1 項 }
{ 第35条第 3 項において準用する第34条第 1 項 }
の規定による協議を申し出ます。

記

1	工事主の住所及び氏名	
2	設計者の住所及び氏名	
3	工事施行者の住所及び氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	番号 空地の幅
		メートル
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置	

リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
ヌ	工事中の危害防止のための措置	
ル	その他の措置	
ヲ	工事着手予定年月日	年 月 日
ヅ	工事完了予定年月日	年 月 日
カ	工程の概要	
8	その他必要な事項	
9	申出代理者住所及び氏名	電話番号
〈注意〉 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 3 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 4 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 5 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		※ 受 付 欄

別記第17号様式（第12条関係）

宅地造成等に関する工事の変更協議成立通知書

第 号

年 月 日

様

和歌山県知事

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第3項において準用する第15条第1項
第35条第3項において準用する第34条第1項 } の規定による

協議については、下記の条件を付して協議が成立しましたので、通知します。

記

1 工事をする土地の所在地及び地番	
2 工事主の住所及び氏名	
3 協議成立番号	第 号
4 協議対象行為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5 協議期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6 条 件	

(注)「4 協議対象行為」の欄は、該当するものに○印を記入してください。

別記第18号様式（第13条、第28関係）

90センチメートル以上				
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出済標識				
1	工事主の住所及び氏名			見 取 図
2	届 出 番 号	第 号		
3	届 出 年 月 日	年 月 日		
4	工事施行者の氏名			
5	現場管理者の氏名			
6	盛土又は切土の高さ	メートル		
7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
8	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
		切土	立方メートル	
9	工事着手年月日	年 月 日		
10	工事完了予定年月日	年 月 日		
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	届出担当部局の名称連絡先			

〔注意〕

1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

別記第19号様式（第13条、第28条関係）

90センチメートル以上			
土石の堆積に関する工事の届出済標識			
1	工事主の住所及び氏名		見 取 図
2	届 出 番 号	第 号	
3	届 出 年 月 日	年 月 日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
9	工事着手年月日	年 月 日	
10	工事完了予定年月日	年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	届出担当部局の名称連絡先		

50センチメートル以上

〔注意〕

1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

別記第20号様式（第13条、第14条、第28条、第29条関係）

届出工事の着手届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所
氏 名

〔法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第 21 条第 1 項又は第 3 項
第 27 条第 1 項
第 40 条第 1 項又は第 3 項〕の規定により届け

出た宅地造成等に関する工事を下記のとおり着手するので、届け出ます。

記

最初に届け出た年月日	年 月 日
工 事 を す る 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
着 手 年 月 日	年 月 日
工事施行者の住所、氏名 及 び 連 絡 先 〔法人にあつては、主たる事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕	電話 ー
備 考	

- (注) 1 法第 21 条第 1 項又は第 40 条第 1 項の規定による着手届の
場合は、標識の掲示後、すみやかに標識の掲示位置図とその状
況写真を添付し提出すること。
- 2 法第 21 条第 3 項又は第 40 条第 3 項の規定による着手届の
場合は、工事に着手する 5 日前までに工事着手前の現況写真
及びその撮影の位置方向が分かる図面を添付し提出すること。
- 3 法第 27 条第 1 項の規定による着手届の場合は、工事に着手
する 5 日前までに標識の掲示位置図とその状況写真を添付し
提出すること。
- 4 ※印のある欄は記入しないでください。

※受付欄

別記第21号様式（第15条関係）

宅地造成等に関する工事の変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所
氏 名
〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第 1 項又は第 3 項の規定により届け出た宅地造成等に関する工事を下記のとおり変更したいので、届け出ます。

記

最 初 に 届 け 出 た 年 月 日	年 月 日
工事をする土地 の 所 在 地 及 び 地 番	
【第 1 項】※ 工事をしている 土地の面積	
【第 3 項】※ 行おうとする工 事の種類及び内 容	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

- (注) 1 ※の項目については、該当する条項について記入すること。
- 2 法第21条第1項の規定より届け出た範囲を超える盛土等については、規制区域指定後の盛土等と判断され許可が必要となる場合があります。
- 3 受付欄は記入しないでください。

受付欄

別記第22号様式（第9条、第16条関係）

宅地造成等に関する工事の 中止・廃止・再開 届

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所

（届出者）氏 名

〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

中止

宅地造成等に関する工事を下記のとおり 再開 したので、届け出ます。

廃止

記

工 事 の 種 別	・ 宅地造成 ・ 特定盛土等 ・ 土石の堆積 ・ 工事の届出		
工 事 進 捗 状 況			
中 止 廃 止 後の措置			
中 止 再 開 予定年月日 廃 止	年 月 日		
許 可 年月日 届 出 及び番号	年 月 日 第 号		
中 止 再 開 理 由 廃 止			
※ 所 見 欄		※ 処 理	
係員氏名	係員氏名		

- (注) 1 ※印のある欄は記入しないでください。
2 該当事項を○印で囲んでください。
3 工事の中止期間においても宅地造成及び特定盛土等規制
法第 19 条第 1 項の規定による定期報告は必要です。

※受付欄

別記第23号様式（第17条、第32条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書

第 号
年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住所

氏名

〔 法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第17条第1項
第36条第1項 } の規定による完了検査について、添付

図面に明示した部分が完了したので、下記のとおり一部完了検査を申請します。

記

1 工事の一部完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事が一部完了した土地の所在地及び地番	
5 申請の理由	
6 工事施行者の住所及び氏名	
7 備考	

（注） この申請書には、完了した工事の部分を明らかにした図面及び工事中の埋設部分については、寸法を明示した写真を添付すること。

別記第24号様式（第17条、第32条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部検査済証

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事

下記の宅地造成又は特定盛土等に係る工事は、添付図面に明示した部分について検査の結果、
宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 13 条第 1 項
第 31 条第 1 項 } の規定に適合していることを証明する。

記

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 一部完了検査をした土地の 所 在 地 及 び 地 番	
4 工事主の住所及び氏名	
5 工事一部完了検査年月日	年 月 日
6 検 査 員 職 氏 名	

別記第25号様式（第19関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所

氏 名

〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項の規定により、宅地造成等に関する工事の定期報告書について下記のとおり届け出ます。

記

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日		第 号	
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
9 擁壁の床掘りを完了したときの状況				
10 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				
11 地下に埋設する集水管、 きよ きよ 暗渠、管渠等の配置を 完了したときの状況				

(注)

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 許可後、3か月毎（初回定期報告のみ許可後2回目の月末まで）に提出すること。
- 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄から11欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

※受付欄

別記第26号様式（第19条関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所
氏 名〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項の規定により、土石の堆積に関する工事の定期報告書について下記のとおり届け出ます。

記

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における堆積されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び 除却された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³

(注)

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 許可後、3か月毎（初回定期報告のみ許可後2回目の月末まで）に提出すること。
- 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

※受付欄

別記第27号様式（第20条、第35条関係）

届出工事の完了届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所

氏 名

〔法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項又は第 3 項
第 27 条第 1 項
第 40 条第 1 項又は第 3 項 } の規定により届け

出た宅地造成等に関する工事が下記のとおり完了したので、届け出ます。

記

最初に届け出た年月日	年 月 日
工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
完 了 年 月 日	年 月 日
工事施行者の住所、氏名 及 び 連 絡 先 〔法人にあつては、主たる事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕	電話 ー
備 考	

- (注) 1 ※印のある欄は記入しないでください。
2 届出時又は工事着手前と工事完成後を対照した写真を添付すること。

※受付欄

別記第28号様式（第23、第24関係）

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事着手届

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所
氏 名〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第30条第1項 } の規定により許可を得た特定
{ 第34条第1項 }

盛土等又は土砂の堆積に関する工事を次のとおり着手するので、届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
工事をする土地の 所在地及び地番	
着 手 年 月 日	年 月 日
工 事 施 行 者 の住所、氏名及び 連 絡 先 〔 法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名 〕	電話 ー
現 場 管 理 者 の 氏 名 及 び 連 絡 先	電話 ー

- (注) 1 本様式は、工事に着手する5日前までに提出すること。
2 宅地造成及び特定盛土等規制法第49条による「標識の掲示」
の掲示位置図と状況写真を添付すること。
3 ※印のある欄は記入しないでください。

※受付欄

別記第29号様式（第26条関係）

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所
氏 名
〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第35条第2項の規定により、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更について、下記のとおり届け出ます。

記

変 更 内 容	
変 更 理 由	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号

（注）

- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 許可証の写しを添付してください。
- また、これまでに変更許可申請、変更届出等の手続を行っている場合は、その変更許可証、変更届等の写しも添付してください。

※受付欄

別記第30号様式（第30条関係）

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所

氏 名

〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第40条第1項又は第3項の規定により届け出た特定盛土等
又は土石の堆積に関する工事を下記のとおり変更したいので、届け出ます。

記

最 初 に 届 け 出 た 年 月 日	年 月 日
工事をする土地 の 所 在 地 及 び 地 番	
【第1項】※ 工事をしている 土地の面積	
【第3項】※ 行おうとする工 事の種類及び内 容	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

（注） 1 ※印の項目については、該当する条項について記入すること。

2 法第40条第1項の規定より届け出た範囲を超える盛土等につ
いては、規制区域指定後の盛土等と判断され許可が必要となる
場合があります。

3 受付欄は記入しないでください。

受付欄

別記第31号様式（第24条、第31条関係）

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の 中止・廃止・再開 届

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
工事主
氏 名
〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

中止
特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の下記のとおり 再開 したので、届け出ます。
廃止

記

工 事 の 種 別	・ 特定盛土等 ・ 土石の堆積 ・ 工事の届出		
工 事 進 捗 状 況			
中 止 廃 止 後の措置			
中 止 再 開 予定年月日 廃 止	年 月 日		
許 可 年月日 届 出 及び番号	年 月 日 第 号		
中 止 再 開 理 由 廃 止			
※ 所 見 欄		※ 処 理	
係員氏名	係員氏名		

(注) 1 ※印のある欄は記入しないでください。
2 該当事項を○印で囲んでください。
3 工事の中止期間においても宅地造成及び特定盛土等規制法
第38条第 1 項の規定による定期報告は必要です。

※受付欄

別記第32号様式（第34条関係）

特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所
氏 名〔法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第38条第1項の規定により、特定盛土等に関する工事の定期報告書について下記のとおり届け出ます。

記

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地 の所在地				
3 工事の許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における盛 土又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛 土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における盛 土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 報告の時点における擁 壁等に関する工事の施 行状況				
9 擁壁の床掘りを完了し たときの状況				
10 鉄筋コンクリート擁壁 の基礎配筋を完了した ときの状況				
11 地下に埋設する集水管、 きよ 暗渠、きよ 管渠等の配置を 完了したときの状況				

(注)

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 許可後、3か月毎（初回定期報告のみ許可後2回目の月末まで）に提出すること。
- 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄から11欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

※受付欄

別記第33号様式（第34関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所
氏 名〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第38条第1項の規定により、土石の堆積に関する工事の定期報告書について下記のとおり届け出ます。

記

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における堆積されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³

(注)

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 許可後、3か月毎（初回定期報告のみ許可後2回目の月末まで）に提出すること。
- 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

※受付欄

別記第34号様式（第39条関係）

（第 1 面）

第 号

土地立入等証明書

職 名
氏 名
生年月日 年 月 日生

年 月 日交付
年 月 日限り有効

和歌山県知事

印

写真

（第 2 面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令等の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令等の条項	該当の有無
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第 5 条第 1 項の規定により、他人の占有する土地に立ち入る権限を有するもの	
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第 6 条第 1 項の規定により、障害物の伐除を行う権限を有するもの	
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第 6 条第 1 項の規定により、他人の占有する土地の試掘等を行う権限を有するもの	
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第24条第 1 項及び第43条第 1 項の規定による立入検査の権限を有するもの	

- （備考）1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令等の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令等の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「―」を記載すること。
- 4 記載する法令等の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第 2 面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には参照条文を記載することができる。

別記第35号様式（第42条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明申請書		
年 月 日		
和歌山県知事 様		
申請者 住 所 氏 名 〔法人等あつては、主たる事務所〕 〔の所在地、名称及び代表者の氏名〕		
宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、宅地造成及び特定盛土		
等規制法	第12条第1項の規定に適合する 第15条第1項の協議が成立した 第16条第1項の規定に適合する 第30条第1項の規定に適合する 第34条第1項の協議が成立した 第35条第1項の規定に適合する ことを証する書面の交付を申請します。	
証 明 事 項	工事主の住所及び氏名	
	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒, 経度： 度 分 秒)
	土 地 の 面 積	平方メートル
	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 証 明 欄	第 号	手数料
	上記事項について証明します。	円
	年 月 日 和歌山県知事	※受付欄
※	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の 検査済証交付年月日 年 月 日	

- (注) 1 ※印のある欄は記入しないでください。
2 証明を要する土地の位置、範囲が分かる位置図等を添付すること。
3 代理人が申請手続をする場合は、委任状が必要です。

別記第36号様式（第43条関係）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事でない旨の証明申請書		
年 月 日		
和歌山県知事 様		
申請者 住 所 氏 名 〔法人等にあつては、主たる事務所〕 の所在地、名称及び代表者の氏名〕		
宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する宅地造成、 法第 2 条第 3 号に規定する特定盛土等又は法第 2 条第 4 号に規定する土石の堆積に関する 工事でないことを証する書面の交付を申請します。		
1	工事主の住所及び氏名	
2	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	（緯度： 度 分 秒, 経度： 度 分 秒）
3	土 地 の 面 積	平方メートル
4	盛土又は切土をする土 地の面積	平方メートル
5	崖 の 高 さ	（最も高い部分）メートル
6	工 事 予 定 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
7	備 考	
※ 証 明 欄	第 号 上記については、法第 2 条第 2 号に規定する宅地造成、法第 2 条第 3 号に規定する特定盛土等又は法第 2 条第 4 号に規定する 土石の堆積に関する工事でないことを証明します。 年 月 日 和歌山県知事	※手数料 円 ※受付欄

- （注） 1 政令第 5 条第 1 項及び省令第 8 条第 1 項各号に掲げる工事に該当する場合のみ証明対象となります。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。
- 3 位置図、地形図、現況図、造成計画平面図、造成計画横断図等の添付すること。
- 4 代理人が申請手続をする場合は、委任状が必要です。

告 示

和歌山県告示第422号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域及び第26条第1項の規定による特定盛土等規制区域を次の図書のとおり指定する。

（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課に備え置いて縦覧に供する。）

令和7年5月26日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志